

**茂木氏側資金移動  
1.4倍**

法改正後、後援会組織へ

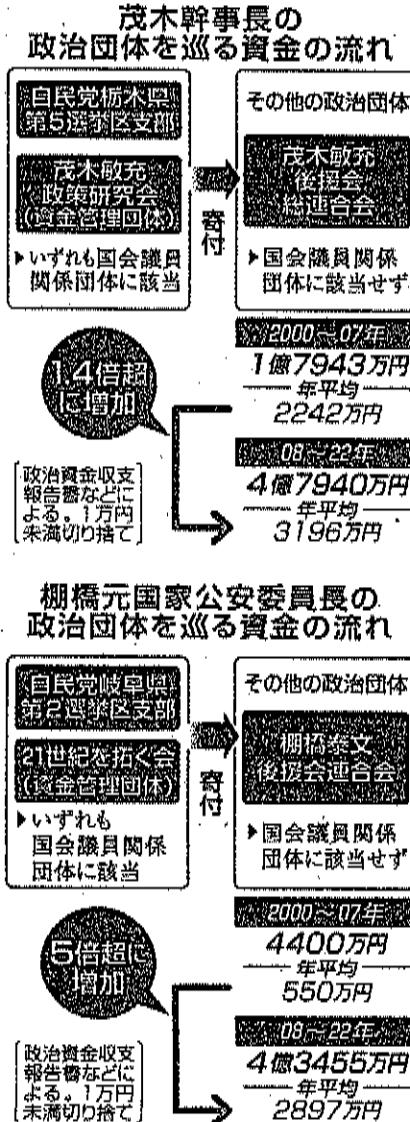
技术规范



期初数文底

A black and white portrait of a man wearing glasses and a suit.

内史木敏光注



九

一方で、資本移動は違法ではないが、移動先田舎は07年法改正で導入が決まり、た厳格な用途公開基準の対象外のため、支出の大半で使途明細がなく、結果的に透明性が欠如していた。制度の不備が改めて問われそうだ。

政治資金規正法改正の  
3455万円。茂木氏は党  
要職や閣僚を歴任し、政治  
資金の規模が大きくなる中  
で、後援会への寄付額も増  
加したとみられる。茂木  
氏、棚橋氏の事務所はそれ  
ぞれ法令に従い適正に処理  
しているとした。

年  
障 第1次安倍内閣の閣僚らを巡り、事務所費の架空計上疑惑や多額の光熱水費計上などの問題が相次ぎ発覚

年 月 ▶ 改正政治資金規正法成立。  
資金管理団体の使途公開基準を強化し、人件費を除く1件5万円以上の経営経費も政治資金収支報告書への記載を義務付け  
(08年分から適用)

月 ▶ 参院選で自民党が歴史的大敗

月 ▶ 規正法改正。国会議員間係政治団体を創設し、人件費を除く1件1万円超の支出を収支報告書に記載し、全ての領収書の保管や監査を義務付け  
(09年分から適用)

区支部からの寄付はないが、茂木敏充政策研究会からは年2750万～3760万円。平均3196万円といふ改正前から一・42倍となりました。

各団体の政治資金収支報告書などによると、茂木氏の関係団体で最も資金額の大きい団体「茂木敏充政策研究会」や「自民党中央会議員連盟会員部」は、06～07年、年603万～3855万円を

か07年に2度大削減改正され、08年分から資金管理団体の収支報告義務が強化され、09年分からは使途公開基準が最も厳しく、「国会議員個人と議政団体」の運用が始まりた。

医支部からの寄付はなく、茂木敏充政策研究会から年2750万～3760万円。平均3196万円と、改正前から1・42倍となつた。

た。割合は全体の79・6%だつて、年1750万円～6千万円となり、平均2800万円田で法改正前から5倍超になつた。後援会連合会の支出のうち使途明細がないものと見なすと、年10万円を差し付く。08年以降は年々増加の一途を辿り、年間2800万円田で法改正前から5倍超になつた。後援会連合会の支出は年1750万円～6千万円となり、平均2800万円田で法改正前から5倍超になつた。後援会連合会の支出のうち使途明細がないものと見なすと、年10万円を差し付く。08年以降は年々増加の一途を辿る。

「21世紀社会の『公』や『私』」  
民党政権第2次選舉公表會  
部は01-07年、その他の  
政治団体である棚橋泰文  
後援會連合会へ年3000

**IV** 國会議員關係政治団体 政  
治資金規正法は、○国会議員が  
代表を務める団体や政党支部等付  
金控除の適用を受けて特定の国会  
議員を推薦・支持する団体を「國  
會議員關係政治団体」と定めてい  
る。人件費を除く1万円超の支出に

ついて具体的な使途内容の記載義務が課せられ、全ての領収書の保管義務がある。税理士など「登録政治資金監査人」による監査も受けなければならぬ。事務所費の架空計上疑惑など政治力本を巡る不祥事が相次いだ」とを受け、政治資金の透

明性を高めるための特徴として、2009年に運用が始まった。関係団体に該当しない「その他の政治団体」は政治活動費についてのみ5万円以上の中支出で明細を記載する必要がある。

田嶺の資金を移動できるようになったためだ。改正で、政治資金規正法は議院立法で、国会議員団が「国際議院関係政治団体」をつくり、資金の透明性を高めていくことを約束したもの

適正に処理している」と繰り返すが、それは説明責任を果たしたことではない。言い先し、政治資金を何に使ったのか具体的な用途を公開すべきだ。